

非上場株式の相続税評価見直しに関する意見

2026年5月12日

公益社団法人 経済同友会

代表幹事 山口 明夫

中堅・中小企業の変革委員会委員長 寺田 航平

スタートアップ推進総合委員会委員長 辻 庸介

国税庁「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」において、1964年
以来となる非上場株式の評価ルール抜本的な見直しに向けた議論が開始され
た。わが国経済の基盤を支える中堅・中小企業やスタートアップを含む非上場企
業の成長と円滑な事業承継の観点から、有識者会議における今後の議論につ
いて意見を表明する。

現行の評価ルールについては、規模の異なる評価会社の株式評価の公平性や、
経済及び企業経営の変化等を踏まえて、見直しが求められていると認識して
おり、国税庁の検討の趣旨は理解する。他方で、評価ルールの見直しが後継者の
相続税負担の大幅な増加につながる場合には、円滑な事業承継に影響を及ぼす
可能性がある点に留意が必要である。とりわけ、事業が成長し株式の評価額が
上昇した段階で相続が発生した場合には、相続人が納税への対応の過程で株式
の分散を余儀なくされ、議決権の分散により資金調達や M&A など経営に関
わる重要決議に支障をきたすおそれがある。

わが国の相続税負担は、諸外国と比較して高い水準にあると指摘されている。
高い税負担に加え、非上場株式の換金性が乏しいことから、事業の承継を断念
する事例や、これを避けるために経営者が節税目的の活動に注力する事態が見
られる。競争力ある事業の承継を促進し、また経営者が本来の事業成長に専
念する環境をつくるべく、相続税制について包括的に検討を行う必要がある。

本会では、先般「ファミリービジネスの成長を日本経済の推進力に ～事業承
継に関する経営者向けガイドラインおよび政策提言～」を取りまとめた¹。相続
税制について、経済の活力を維持する観点から、非上場株式の評価方式の見
直しという個別の論点のみを議論するのではなく、事業承継税制のような関
連する既存制度の改善も含む包括的議論を行うことを期待する。

以上

¹ 事業承継税制の特例措置について、期限延長や対象企業の拡大、認定取消事由に該当した際の措置の見直しなどを提言